開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明）交付申請　添付書類一覧

① 許可を受けたもの(新築)　② 線引前住宅／増築・改築　③ 農林漁業建築物　④ 公共公益施設　⑤ 市街化区域内

書類の名称	明示すべき事項	①	②	③	④	⑤
1 開発行為又は建築等に関する証明交付申請書	申請者の住所、申請地番は、都道府県から記入すること（住民票どおり記載すること）	○	○	○	○	○
2 委任状	⑴ 代理人の住所及び氏名 ⑵ 代理人が所有している資格 ⑶ 代理人の電話番号及びＦＡＸ番号	○	○	○	○	○
3 位置図	都市計画図に「申請地」を朱囲みして図示すること	○	○	○	○	○
4 公図の写し	法務局公図（原本）の写し ※　宅地分譲における開発行為の場合、提出すること	※	○	○	○	○
5 土地登記事項証明書	申請日以前６か月以内のもの ※　宅地分譲における開発行為の場合、提出すること	※	○	○	○	○
6 農振農用地区域除外証明書	⑴ 申請日以前６か月以内のもの ⑵ 申請地が農地（田・畑）の場合、添付すること	—	—	○	○	—
7 求積図	⑴ 縮尺 ⑵ 境界標の種類を記入 ⑶ 面積（小数点以下第２位まで） ⑷ すべての辺長（小数点以下第３位まで） ⑸ 実測図による三斜法又は座標計算 ⑹ 当初許可時の面積と一致させてください ※　宅地分譲における開発行為の場合は、提出すること	※	○	○	○	○
8 土地利用計画図の写し ※　審査済印が押印してある図面の写し	⑴ 許可通知書の添付図面と同一のものただし、開発許可後に変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付 ⑵ 申請区域を朱囲み	○	—	—	—	—
9 排水施設計画平面図の写し ※　審査済印が押印してある図面の写し	⑴ 許可通知書の添付図面と同一のものただし、開発許可後に変更許可又は変更届により、図面が変更している場合は、その変更後の図面を添付 ⑵ 申請区域を朱囲み	○	—	—	—	—
10 計画建築物の配置図	⑴ 方位 ⑵ 縮尺 ⑶ 区域の境界 ⑷ すべての辺長（小数点以下第３位まで） ⑸ 計画建築物の位置、用途 ⑹ 除却建築物等の位置は破線等で明示 ⑺ 道路の位置 ア　有効幅員 イ　道路番号 ウ　建築基準法該当号 ⑻ 給水施設（自己居住用は不要） ⑼ 排水施設 ア　種類（例：vu） イ　寸法（例：φ100） ウ　流水方向（→） エ　放流先の名称（例：公共下水道へ接続） ⑽ 排水系統別に着色（色指定なし） ⑾ 建築規制の内容（法第11号区域内における建築規制を受ける場合は「絶対高さの制限は10m」を記載） ⑿ 既存建築物の法適合性（開発許可・適合証明・建築確認の年月日・番号） ※　自己居住用の住宅で、かつ、土地利用計画図と排水施設計画平面図を兼ねている場合は、不要とする	○	○	○	○	○
11 計画建築物の平面図（各階別）	⑴ 縮尺 ⑵ 建築面積 ⑶ 各階別床面積及び延床面積 ⑷ 建築士の記名、押印	○	○	○	○	○
12 計画建築物の立面図（２方向以上）	⑴ 縮尺 ⑵ 建築物の最高高さ ⑶ 建築士の記名、押印	○	○	○	○	○

（裏面へ）

13 都市計画法に適合していることが確認できる書類	前願の許可書等の写し（(1)～(5)のいずれか） (1)　開発許可通知書 (2)　開発登録簿の写し (3)　適合証明書 (4)　建築確認通知書 (5)　既存宅地確認通知書 ※　開発許可申請と同時申請の場合は不要	※	○	○	○	○
14 既存建築物が線引前住宅であることが確認できる書類	次の(1)・(2)のいずれかの書類 (1)　家屋課税証明書 (2)　建物登記事項証明書	—	○	—	—	—
15 事業計画書	事業を営む場合のみ添付	—	—	○	—	—
16 耕作面積等を証する書類又は生産物の年間総販売額15万円を証する書類	農家証明書等	—	—	○	—	—
17 公共・公益事業であることを証する書類	(1)　設置条例の写し (2)　議会議事録の写し (3)　予算書 (4)　根拠法令 (5)　事業認可書の写し (6)　補助金交付決定通知書の写し	—	—	—	○	—
18 雨水計算書	(1)　必要となる処理量 (2)　施設の処理能力を計算したもの ※　町仕様の計算シートを使用すること	—	—	—	○	—
19 雨水施設構造図	(1)　縮尺 (2)　施設の種類及び寸法 (3)　使用材料 (4)　浄化槽認定シート	—	—	—	○	—
20 その他町長が必要と認めるもの	申請内容によって、別に書類が必要となる場合があります	○	○	○	○	○

【備 考】

1　手続規則第21条の規定により、提出部数は２部です。正本の添付書類は原本とし、副本は複写で構いません。
2　官公庁署から交付を受けた書類は、申請日以前から６か月以内に交付されたものを添付してください。
3　各図面の申請区域を朱書きしてください。
4　添付する図面の縮尺は、任意で結構です。
5　申請の際は、添付書類№の順番どおりに添付し、証明手数料６，４００円を用意してください。
6　開発行為又は建築等に関する証明書（適合証明）交付後における記載内容の訂正は一切できません。このような場合は、再申請になるので十分注意してください。
7　土地利用計画図の写しを添付できない場合は、開発登録簿の写し（公印が押印されている土地利用計画図）を添付してください。